

2. 欧州（OHIM／欧州共同体商標意匠庁）

2016年3月23日に欧州連合商標規則の改正が施行される。現在まで OHIM（域内調和庁）と呼んできた庁の名称が、当該改正規則の施行日以降は、欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office）と変わり、共同体商標（CTM）は欧州連合商標¹（European Union trade mark）と呼ばれることになった。なお、本資料は、調査時点での名称となる OHIM を使用する。

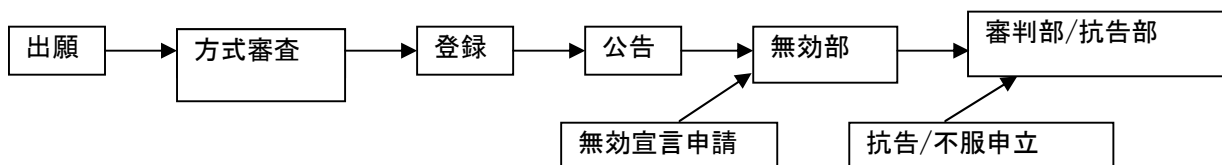
（１） 意匠法の動向

① OHIM が発信する意匠法の過去、現在、未来

2002年3月6日、共同体意匠に関する規則が施行され、2003年4月1日から、OHIM での意匠出願受付が開始した²。

2003年から2010年のOHIMの動向については、多くの文献³があるので、それらを参照することが望まれる。

手続全体のながれ⁴は以下のように簡素である。



2004年⁵欧州連合はハーグシステムに拘束されるようになった。2008年2月に発表された WIPO の広報誌には、欧州連合の加入によって、国際意匠登録の地理的拡大の大きな飛躍が期待されたことを説明する意匠関係担当の Mr. Gregoire Bisson の文章が掲載された。

加入後6年を経た2014年、欧州連合の弁護士 Ms. Araceli Blanco Jimenez が2008年か

¹ <https://oami.europa.eu/ohimportal/en/eu-trade-mark-regulation>

² 平成16年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 諸外国におけるデザイン保護の実態に関する調査研究報告書 平成17年3月 財団法人 知的財産研究所 第7頁

³ Manual on the European Community Design by Maier/Schlötterburg ©Carl Heymanns Verlag KG/ Colongne/ Berlin/Bonn/ Munich 2003, 本書の和訳版：欧州共同体意匠マニュアル著者 Paul Maier Dr. Martin Schlötterburg of OHIM Alicante, 監修水野みな子 2003年4月 AIPPI/JAPAN, 平成24年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業報告書各国における意匠の表現に関する調査研究報告書 平成25年2月一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 平成25年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 平成25年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 平成26年2月一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 AIPPI・JAPAN 第一法規、知的財産権法質疑応答集 欧州の意匠法 2495-2499の5の7 平成24年5月補正水野みな子、同欧州の意匠法における同一と類似 2499の11-2499の26 水野みな子

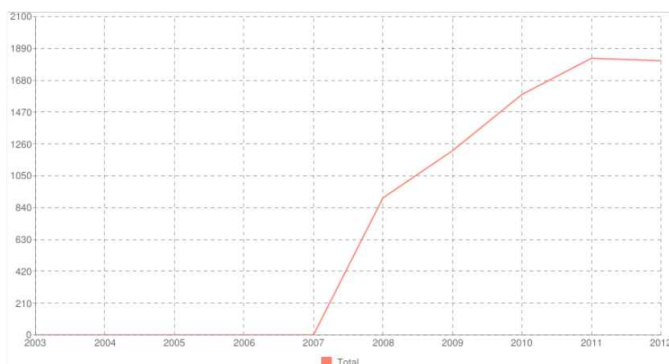
⁴ 注2 最下段落 第一法規 欧州の意匠法 2495-2499の15 平成24年5月補正水野みな子 なお、この図には OHIM が行う2要件の審査も方式審査に含めている。

⁵ http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2008/01/article_0005.html

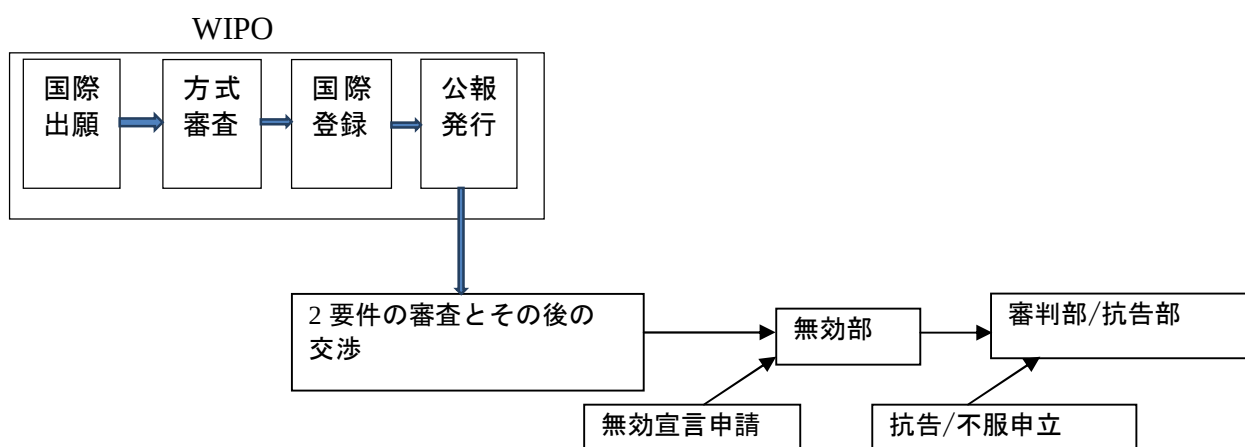
ら 2014 年にわたる 5 年間の経験を振り返って概観した文章¹からは、OHIM への直接出願に加えて、WIPO を経て、国際登録において欧州連合を指定する締約国民の増加があり、結果として欧州連合で意匠権取得する利用者が増えたことが理解される。

ちなみに右のグラフは、WIPO のウェブサイト²で、全締約国出願人を対象に欧州連合を指定した件数を調べたものである。

この中で欧州連合加盟国出願人は、2008年に250件、翌年は386件、次いで478件（2010年）、491件（2011年）、614件（2012年）と順次増加している。



以下は、国際登録において欧州連合を指定した場合のながれである。



国際登録簿の管理はWIPOによってなされる（ジュネーブ改正協定第10条及び第22条）ので、OHIMでは、管理しない³し、OHIMでは公報⁴を再度発行することもない。OHIM出願に基づく優先権を主張してWIPOに国際出願することは可能⁵であり、同様に国際出願に基づく優先権を主張してOHIMに出願することも

¹ 平成 27 年 4 月 Vol. 60, No. 4, 2015 「一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 月報第 60 巻第 4 号 p. 42-46 「WIPO 意匠登録—欧州の経験から」 Araceli Blanco Jimenez 著

²

http://www.wipo.int/hague/en/statistics/annual_crosstable_stats.jsp?type=designated&typeENRE=EN

³ <https://oami.europa.eu/ohimportal/en/faq-on-the-hague-agreement>

FAQ on the Hague Agreement 12.8

⁴ 注 8, 12.9

⁵ 注 8, 12.10

可能である。欧州連合内での国際登録の効果を無効請求¹することは、通常のRCD（登録共同体意匠）と同一の方法で行う。すなわち、OHIMへの無効請求と共同体裁判所への反訴・抗弁である。

OHIMは、2003年発足以来、欧州連合加盟国ばかりでなく、米国、日本、韓国等々からの出願を受け付けるとともに、制度についての知識の普及と制度及び意匠保護への関心を高めるための行動を行ってきた。日本、韓国、中国の登録官庁との交流及びアジア諸国の審査官への研修の提供などである。

これらの行動を5年間のプランとして表明した、2012年1月16日の最新アップデート版における2011/2015戦略プラン（OHIM Strategic plan 2011/2015）が、「平成23年度 特許庁請負 産業財産権制度各国比較調査研究等事業報告書」²において報告されている。そこでは以下のように言及する。「2015年の達成を目指して2大原則：高水準の機関と国際協力を基礎におき、6の行為系統を位置づけた。それらは1）人的資源改善と文化の刷新、2）情報システムの簡素化と現代化、3）執務環境の拡大と最適化、4）IPアカデミーと知識宝庫の設立、5）品質の改善と拡充、6）欧州ネットワークの発展である。この方針の5）において、利用者の視点に立ち、商標、意匠の登録を時宜良く進めていくとともに、常に利用者が当該案件の現況を把握できるようにすることが表明された。」

2011年から2015年の行動計画である最初の戦略計画（Strategic Plan）は終わりつつある。その目的であった欧州商標及び意匠ネットワークの創設は実現されつつある。そして、OHIMはこの2年間、次なる計画である、戦略計画2020を準備してきた。

② 2020年までの計画³

OHIMの計画の基となる、環境の分析において、外的環境要因については、欧州の緊縮財政の影響を受けることが予測されている。知的財産権侵害欧州観測機関（the [European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights](https://oami.europa.eu/ohimportal/en/stakeholder-consultation)⁴）によれば、共同体商標と意匠の出願を増加させたのは、新たな能力のための資源が望まれているからとの見方である。

ちなみに、知的財産権侵害欧州観測機関は模倣品海賊版欧州監視機関（the European Observatory on Counterfeiting and Piracy）の名のもとに2009年4月に欧州委員会域内市場及びサービス総局（the Commission's Internal Market and Services Directorate-General）の一部として創設されたネットワークであり、OHIMは2011年署名の合意メモランダム（Memorandum of Understanding）に基づき、緊密な協力をしており、当該機関は、2012年6月5日からは、OHIMに完全に委託している。したがって、本機関はOHIMによって管理され、2つのエリア、操作及びプ

¹ 注 8, 12.11

² P.168

³ <https://oami.europa.eu/ohimportal/en/stakeholder-consultation>

⁴ <https://oami.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/about-us>

ロジェクツ（Operations and Projects）と（経済及び統計）Economics and Statistics を有し活動している。

内的環境要因については、利用者の期待に即し、利用者の経験を改善するためのサービスとパフォーマンスを行う一層の行動が必要となるとみている。前述したように、知的財産権侵害欧州観測所が完全に OHIM と統合され、利用者、知的財産庁官吏、税関スタッフ、警察、判事、学者そして一般の社会構成員に知的財産権（IP）の知識と気づきを奨励するために多くのことを行わねばならないと OHIM のホームページにおいて表明された。

この戦略計画（Strategic Plan）2020 は最終版が 2016 年の早い時期に公開される予定である。

注目すべき点は、上述のウェブサイトの知的財産権侵害欧州観測機関からアクセスすると、EU OBSERVATORY¹との頁が開き、EDB(Enforcement Database)の解説につながり、そこでは、以下のような解説を得る。

「エンフォースメントデータベース（EDB）とは、登録商標又は意匠のような知的財産権を許可された製品に関する情報を含む。28 加盟国の警察及び税関は情報及び製品の詳細を見るためこのツールにアクセスすることができ、模倣品を特定して行動をとることが容易になる。」

さらに、「EDB は、商標のための TMview と登録意匠のための Designview という OHIM の登録簿に基礎を置く。それは欧州委員会が欧州の税関安全ネットワーク（EU customs' secure network）に接合することを合意して公認されている。」との記載がある。

これらの情報から、欧州連合における意匠法の今後の動向は、EU 各国の国内法を調和させることを目的とした 1998 年 11 月 17 日発効の「意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日の欧州議会および EU 理事会指令 98/71/EC」、2002 年 3 月 6 日に施行された CDR(共同体意匠登録に関する 2001 年 12 月 12 日の欧州共同体理事会規則 No. 6/2002)に基づき、共同体意匠に対して出願登録を行ってきた OHIM の行政力を発揮して、欧州全体の意匠の登録データベースを商標のデータベースと同様に充実、拡張しつつ、利用者の求めに応じて、警察、税関もこれらデータベースを利用して、模倣品の迅速な特定、排除に役立てていくための策を推進する方向に進むと思われる。

¹ <https://oami.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/home>

(2) 意匠の定義

CDR Article 3 特許庁ウェブサイトより(2016.1.3.採取)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf

第3条 定義 本規則の適用上、

(a) 「意匠」とは、製品の全体又は一部の外観であつて、その製品自体及び／又はそれに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴から生じるものをいう。

(b) 「製品」とは、工業又は手工芸による物品をいい、その中には、特に複合製品に組み立てることを目的とする部品、包装、外装、図形的表象、印刷書体を含むが、コンピュータ・プログラムは含まない。

(c) 「複合製品」とは、交換することができ、分解及び再組立を可能にする複数の構成部品によって構成されている製品をいう。

CDR の第3条が、意匠の定義を規定する。本条文に基づき、実務上、どのような意匠が登録されてきたかについては、前記掲載の文献に詳しい。なお、下記項目(5) 審査 ② 審査内容において、1 実例を示す(12.2.2.1)。

(3) 欧州の特徴的な制度

OHIM 自身が日本の利用者のために日本語で情報提供しているウェブサイト¹では、以下の点が強調されている。

その1. 1カ所の登録官庁に対する1件の出願で足りる。その2. 出願は1言語でできる。その3. 単一貨(ユーロ)で費用を支払うことができる。その4. 新たな国がEUに加盟した場合には登録済の知的財産(CTM や RCD)も新加盟国で保護される。

一方、OHIM の意匠登録奨励頁²では、登録の利点として、以下の5点が強調されている。その1. 模倣及び侵害に対する自己の製品の外観の保護、その2. 資産をもつ、その3. 意匠及び他のIP権利のポートフォリオの創設、その4. 自己の意匠を特定する、その5. 模倣及び詐欺から守る。

以上は、知的財産としての意匠登録の利点を表現しており、どこの国、機関も同様な表現をしているので、以下では、それらの目的を実現する登録、出願の観点から OHIM 独特の特徴を数点あげる。

- ① 意匠登録期間が5年であり、5年毎の更新で最長25年まで可能。CDR 12条
- ② マルチ意匠出願(A multiple design)が可能であり、ロカル分類の同一クラス

¹ <http://www.registerbrandeurope.jp/index.php/why-to-register>

² <https://oami.europa.eu/ohimportal/en/rcd-value>

- に含まれるならば、無限数の意匠を含めることが可能。(CDR 第 37 条)
- ③ 方式審査及び意匠であるかどうか、又は公序良俗違反であるかどうかのみの審査で登録されるので、出願から登録、公報発行までの時間が短い。(CDR 第 47 条)
 - ③ 公表の延期を請求できる。最長、優先日から 30 か月 (CDR 第 50 条)
 - ④ 上記③の限定した要件審査後に登録された意匠は、公告後に実体登録要件について、無効決定請求をすることができ、OHIM の事業部の Design Service 部門で審理される。(CDR 第 25 条)

[OHIM で公開されているガイドライン]

OHIM では、ガイドライン (The OHIM Guidelines) を公表している¹。共同体意匠システムの利用者と OHIM の審査実務の最近の情報を確実にしたい専門家に供するためである。当該ガイドラインは、OHIM の実務を反映して起案され、個別の事件に採用されるべき一般的な用例を含むが、法的効果のあるテキストではないので、これに拘束されるものではない。現在使用されているのは、2014 年 12 月 4 日に採択された一組のガイドラインと、2015 年 7 月 8 日に長官によって採択された一組のガイドラインであり、2015 年 2 月 1 日から発効されたものである。OHIM は年ごとにガイドラインの改訂をする。

なお、ガイドラインにおいて、頻繁に引用されるテキストとして、CDR、CDIR とともに、ハーグ協定のジュネーブ改正協定などがあるので、OHIM 実務の記述に進む前にそれらの名称と略称を以下、掲示する。

- ① ハーグ協定のジュネーブ改正協定
- ② ハーグ協定共通規則 (CO)
- ③ 共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日付の欧州共同体理事会規則 No. 6/2002 理事会規則 (CDR)
- ④ 共同体意匠に関する欧州理事会規則 No. 6/2002 を施行する欧州共同体委員会規則 (CDIR)
- ⑤ 共同体意匠登録に関して域内市場調和庁 (商標及び意匠) に支払う手数料についての欧州共同体委員会規則 (CDFR)
- ⑥ 2015 年 8 月 1 日発効の登録共同体意匠に関する OHIM の審査ガイドライン (GUIDELINES FOR EXAMINATION IN THE OFFICE FOR HARMONIZATION IN THE INTERNAL MARKET (TRADE MARKS AND DESIGNS) ON REGISTERED COMMUNITY² DESIGNS) EXAMINATION OF APPLICATIONS FOR REGISTERED COMMUNITY DESIGNS
- ⑦ GUIDELINES FOR EXAMINATION IN THE OFFICE FOR

¹ <https://oami.europa.eu/ohimportal/en/manual-of-designs-practice>

² https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/designs_practice_manual/WP/examination_of_applications_for_registered_community_designs_en.pdf

HARMONIZATION IN THE INTERNAL MARKET (TRADE MARKS AND DESIGNS) ON REGISTERED COMMUNITY DESIGNS RENEWAL¹ OF REGISTERED COMMUNITY DESIGNS

⑧ GUIDELINES FOR EXAMINATION IN THE OFFICE FOR HARMONIZATION IN THE INTERNAL MARKET (TRADE MARKS AND DESIGNS) ON REGISTERED COMMUNITY DESIGNS REGISTERED COMMUNITY DESIGNS EXAMINATION OF DESIGN INVALIDITY² APPLICATIONS

前記したガイドラインのうち、登録共同体意匠出願の審査（EXAMINATION OF APPLICATIONS FOR REGISTERED COMMUNITY DESIGNS）の項目 12 国際登録（International Registrations）が、国際登録において欧州連合を指定した場合に適用されるので、以下では、当該項目 12 の下位項目すべて及びその和訳（仮訳）を掲示する。

12 International Registrations	70
12.1 General overview of the Hague System	71
12.1.1 The Hague Agreement and the Geneva Act	71
12.1.2 Procedure for filing international applications.....	71
12.1.2.1 Particularities.....	71
12.1.2.2 Deferment of publication.....	71
12.1.2.3 Fees	72
12.1.3 Examination carried out by the International Bureau	72
12.2 The role of the Office as designated office.....	72
12.2.1 Receipt of the international registration designating the European Union ...	73
12.2.2 Grounds for non-registrability	73
12.2.2.1 Compliance with the definition of a design, public policy and morality	73
12.2.2.2 Time limits	73
12.2.2.3 Languages.....	74
12.2.2.4 Professional representation.....	74
12.2.2.5 Renunciation and limitation	74
12.2.2.6 Grant of protection.....	75
12.2.2.7 Refusal	75
12.3 Effects of International registrations	75

1

https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/designs_practice_manual/WP/registered_community_designs_renewal_en.pdf

2

https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/designs_practice_manual/WP/examination_of_design_invalidity_applications_en.pdf

- 12 国際登録
- 12.1 ハーグシステムの総概観
- 12.1.1 ハーグ協定とジュネーブ改正協定
- 12.1.2 国際出願手続き
- 12.1.2.1 特定事項
- 12.1.2.2 公表の延期
- 12.1.2.3 手数料
- 12.1.3 国際事務局で行われる審査
- 12.2 指定官庁としての当庁の役割
- 12.2.1 欧州連合を指定する国際登録の受理
- 12.2.2 登録性なしの理由
- 12.2.2.1 意匠の定義、公序良俗との一致性
- 12.2.2.2 制限時間
- 12.2.2.3 言語
- 12.2.2.4 専門的代理
- 12.2.2.5 放棄と限定
- 12.2.2.6 保護の許可
- 12.2.2.7 拒絶
- 12.3 国際登録の効果

(4) 方式要件 (CDR 47, CDR 3, CDR 9)

方式要件は、国際事務局で行われる審査内容であるので、ガイドライン 12.1.3 に該当する。

12.1.3 国際事務局で行われる審査¹

国際事務局は国際出願を受け付けると、それが、意匠の表現の質に関する要件と、必要とされる手数料の納付という、所定の方式要件を満たすかどうかについてチェックする。出願人は、それらについての欠如があれば通知を受け、3 ヶ月という所定期間内に正しいものとされねばならず、これをしない場合、国際出願は放棄²されたものとみなされる。

国際出願が所定の方式要件を満たす場合、国際事務局は国際登録簿にこれを記録し、(公表の延期を請求されていない場合)「意匠公報(Publication)」(国際意匠公報)において国際登録を公表する。公表は、世界知的所有権機関 (WIPO) のウェブサイトにおいて電子的に行われ、意匠の複製物 (a reproduction) を含む当該国際登録に関するすべての関係データを包含する。

¹ 注 19, 審査ガイドライン p.73

² 注 8, 12.12

(5) 審査

欧州連合を指定した国際出願は、国際事務局で方式審査を終え、国際登録される。指定官庁としての OHIM での審査については、ガイドライン項目 12.2 に詳しいので、以下、仮訳する。

12.2. 指定官庁としての OHIM (the Office) の役割¹

以下は、国際登録が、国際事務局による通知から欧州連合の指定を受容されるか又は拒絶されるまでの最終決定まで、どのように扱われるかの説明である。指定官庁としての OHIM の主たる手順は、

- 欧州連合を指定する国際登録の受理
- 登録性なしの理由の審査

12.2.1 欧州連合を指定する国際登録の受理²

国際事務局と OHIM との連絡は電子手段で行う。(2016.1.9.採取)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec2245_02j.pdf

CDIR 第 47 条

(3) 商標意匠庁と国際事務局との間の通信は、相互に合意した方法及び書式、可能な場合は電子的手段により行うものとする。様式というときは、電子書式により入手可能な様式を含むものと解釈する。

① 審査の概略

OHIM での審査は、前掲した 2 点、すなわち、意匠であるかどうか (CDR 第 3(a)条) と、公序良俗違反ではないか (CDR 第 9 条) である。WIPO での公報発行後、審査は開始する。OHIM は、拒絶理由を発見した場合、国際登録の公表から 6 か月以内に WIPO の国際事務局に通知せねばならない。拒絶の場合の救済は OHIM に直接出願した場合と同じである。

② 審査内容

前記したように、OHIM での実体審査内容は、下記の 2 点に絞られる。

1) 当該意匠は意匠としての的確かどうか？

意匠とは製品(a product)の一部または全部の外観であること。審査官は、当該意匠が本要件に一致していなければ、通知を発する。例えば、意匠が植物自体 (a living plant) を表出している場合は、そのような通知が発せられる。詳細は、以下 12.2.2 参照。

¹ 注 19, 審査ガイドライン p.73

² 注 19, 審査ガイドライン p.73

2) 当該意匠が公序良俗に反するものを含んでいるか？

意匠が、少なくとも欧州連合の一部について、公序良俗に反するものを含んでいる場合は拒絶される。

審査官が上記2点のいずれかに違反する意匠とみなした場合は、審査官は不備通知書を発送する。詳細は、以下。

③ 拒絶の通報の見本と翻訳、内容の説明

本件について、OHIMに見本等の提供を申し込んだが、OHIMからは、この種情報は公的提供ができない性格のものであるので、提供を拒絶された。

以上の3項目について、ガイドラインの該当項目から訳出した内容を以下掲載する。

12.2.2 登録性なしの理由¹

欧州連合を指定する国際登録が国際事務局から通知されると、CDRのXia章に基づいてCDIRの第11a条（拒絶理由の審査）が適用される。（CDR第106a条(1)）

CDR Article 106a (1) 特許庁ウェブサイトより(2016.1.3.採取)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf

第106a条 規定の適用

(1) 本編において別段の定めがない限り、本規則及び第109条に従って採用された本規則の施行規則は、ジュネーヴ条約に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局が維持する国際登録簿への工業意匠の共同体を指定する登録（以下「国際事務局」及び「国際登録」という）について準用する。

(2) 共同体を指定する国際登録の国際登録簿への記録は、商標意匠庁の共同体意匠登録簿になされたのと同じ効果を有し、かつ、共同体を指定する国際登録の国際事務局公報での公告は、共同体意匠公報に公告されたのと同じ効果を有する。

CDR Title Xia 特許庁ウェブサイトより(2016.1.3.採取)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf

¹ 注 19, 審査ガイドライン p.73

第XIa編 意匠の国際登録

第1節 通則

第106a条 規定の適用

第2節 共同体を指定する国際登録

第106b条 国際出願の出願手続

第106c条 指定手数料

第106d条 欧州共同体を指定する国際登録の効果

第106e条 拒絶

第事務局」という)に対し、1999年7月2日に採択され、理事会決定2006/954/ECにより承認された工業意匠の国際登録に関するヘーグ協定のジュネーヴアクト(以下「ジュネーヴアクト」という)第12条(2)に従う拒絶理由を記載した拒絶通知を、国際登録の公告日から6月以内に送付しなければならない。

(2) 106f 条 国際登録の効果の無効

CDIR Article 11 a 条 特許庁ウェブサイトより(2016.1.3.採取)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec2245_02j.pdf

第11a条 拒絶理由に関する審査

(1) 商標意匠庁は、規則(EC)No. 6/2002第106e条(1)に従い、国際登録の審査を実行する過程において、保護を求める意匠が当該規則第3条(a)に規定する意匠の定義に合致していないこと、又は意匠が公の秩序若しくは一般的に認められた道德原則に反していることを認めた場合は、世界知的所有権機関の国際事務局(以下「国際

商標意匠庁は、国際登録の所有者に対して期限を指定し、その期限内に当該所有者が規則(EC)No. 6/2002第106e条(2)に従い、共同体に関して国際登録を放棄すること、共同体に関して国際登録を1又は幾つかの工業意匠に限定すること、又は意見書を提出することができるようにしなければならない。

(3) 国際登録の所有者が規則(EC)No. 6/2002第77条(2)に従い商標意匠庁における手続において代理される義務がある場合は、その通知には、当該規則第78条(1)にいうように、代理人を選任する所有者の義務への言及を含めなければならない。

(2)に指定する期限を準用する。

(4) 所有者が指定された期限内に代理人を選任しない場合は、商標意匠庁は、国際登録の保護を拒絶する。

(5) 所有者が商標意匠庁を満足させるような意見書を指定された期限内に提出した場合は、商標意匠庁は、拒絶を取下げ、かつ、ジュネーヴアクト第12条(4)に従い国際事務局に通知する。ジュネーヴアクト第12条(2)に従い、所有者が商標意匠庁を満足させるような意見書を指定された期限内に提出しなかった場合は、商標意匠庁は、国際登録についての保護を拒絶する決定を確認しなければならない。当該決定は、規則(EC)No. 6/2002第VII編に従い審判請求の対象となる。

(6) 所有者は、共同体に関して、国際登録を放棄し又は国際登録を1又は幾つかの工業意匠に限定した場合は、ジュネーヴアクト第16条(1)(iv)及び(v)に従って手続を記録する方法により、国際事務局に通知しなければならない。所有者は、相応の陳述書を提出して、商標意匠庁に通知することができる。

12.2.2.1 意匠の定義及び公序良俗要件¹を満たすこと

国際登録は、方式要件を満たさないという理由では、拒絶されない。という

¹ 注 19, 審査ガイドライン p.73

のも当該要件は国際事務局による審査で既に満たされたと考えられているからである。

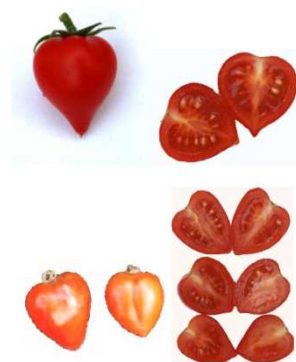
OHIMは登録性なしという2つの理由についての審査にのみ限定する（CDIR第11a条）。国際出願は、もしも意匠がCDR第3条(a)における定義に合致しない場合、又は意匠が公序又は受容される良俗原理（CDR第9条）に反している場合は、拒絶される（上記、第4¹参照）。

CDIR第11a条 （前掲）

CDR第3条(a) （前掲）

国際登録において欧州連合を指定した出願ではないが、OHIMに直接出願した意匠に関して、審査官が、CDR第3条(a)及び(b)を適用し、2013年2月18日にOHIM第3審判部が、これを支持した事例²は、世界の耳目を集めた。審判部の見解では、「生体物それ自体が工業的又は手工芸的物品ではないので、『生産物』といえない」と結論づけた。」

出願された意匠として審決に掲載された図を右記する。



CDR第9条 特許庁ウェブサイトより(2016.1.3.採取)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf

第9条 公の秩序及び道徳性に反する意匠

共同体意匠は、公の秩序又は容認されている道徳性の原則に反する意匠には存在しないものとする。

国際登録に対する登録性なしの理由の審査は、当該意匠（複数あり）がOHIMに直接出願された場合と同様に行われる

期限及び当該審査を管理する他の一般的手続き態様は、OHIMに直接出願され

¹ 注 19, 審査ガイドライン p.22

² 平成 26 年 3 月 Vol. 59, No. 3, 2014 「一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 月第 59 巻第 3 号 p. 59-60 OHIM ニュース(70)

た場合に適用されるものと同様である。(上記、序¹、第1.2.3²及び第4.3³参照)。

12.2.2.2 期限⁴

OHIM は国際事務局に対し、いかなる保護の拒絶についても WIPO ウェブサイトの国際登録公表から 6 カ月以内に、国際事務局に通知する (CDIR 第 11a 条(1))

予備的通知は理由あるものでなければならず、当該拒絶の根拠となる理由を述べていなければならない、そして国際登録名義人は聴聞の機会を与えられなければならない(CDR 第 106e(1)及び(2))。

CDR第106e条(1), (2) 特許庁ウェブサイトより(2016.1.3.採取)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf

第106e条 拒絶

(1) 商標意匠庁は、国際登録の審査を実行するに際し、保護を求める意匠が第3条(a)に基づく定義に合致しないこと、又は公の秩序又は一般に認められた道徳の原則に反していることを認めた場合は、国際登録の公告日から6月以内に、拒絶の通知を国際事務局に送付しなければならない。当該通知には、拒絶の基礎となった理由を記載しなければならない。

(2) 国際登録の共同体における効果は、所有者が共同体に関して国際登録を放棄し、又は意見書を提出する機会を与えられる前に、拒絶されることはない。

(3) 拒絶理由に関する審査の条件は、施行規則において定める。

このように、国際登録名義人が仮拒絶の通知を受け取った日から 2 か月以内に、国際登録を、欧州連合に関して、1 またはいくつかの意匠に限定するか、または、国際登録を放棄 (renounce) する機会、又は意見書を提出するという機会を与えられる (CDIR 第 11a 条(2))。

国際事務局は仮拒絶通知を名義人、(又は適用されていれば、名義人の WIPO 代理人に) 転送する。当該名義人は OHIM に直接的に、又は代理人を介して応答をせねばならない (12.2.2.4 下記参照)。

期限延長については、序文⁵第 1.2.3⁶を参照。

12.2.2.3 言語⁷

¹ 注 19, 審査ガイドライン p.7

² 注 19, 審査ガイドライン p.8

³ 注 19, 審査ガイドライン p.25

⁴ 注 19, 審査ガイドライン p.74

⁵ 注 19, 審査ガイドライン p.7

⁶ 注 19, 審査ガイドライン p.8

⁷ 注 19, 審査ガイドライン p.74

国際出願は、英語、フランス語又はスペイン語でなされなければならない（共通規則 6(1)）

国際登録の記録と公表は国際出願が国際事務局に受理された言語で行われる（共通規則 6(2)）。実務では、この言語は製品の表示（INID code 54）から特定され得る：製品の表示に使用される最初の言語は国際事務局で受理された国際出願の言語である。他の 2 つの言語で行われた表示は国際事務局で提供された翻訳である（共通規則 6(2)）

国際事務局により受理された国際出願における言語が欧州連合指定の最初の言語であり、それゆえ、審査手続きの言語となる（CDR 第 98 条(1)及び(3)）。

国際事務局とのすべての連絡において、OHIM は国際登録が為された言語を使用する。

名義人が別の公的言語を使用したい場合、国際登録がなされた言語への翻訳をオリジナル資料の提出の日から 1 ヶ月以内に、提供せねばならない（CDR 第 98 条(3)；CDIR 第 81 条(1)）。この期限内に翻訳が受理されない場合は、オリジナル資料が OHIM に受理されなかったことになる。

共通規則6(2) 特許庁ウェブサイトより(2016.1.3.採取)

https://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/pdf/h26_isho_text/03.pdf

第六規則 言語

(1) [国際出願] 国際出願は、英語、フランス語又はスペイン語によるものとする。

(2) [記録及び公表] 国際登録及び当該国際登録に関するこの規則に基づき記録され及び公表される全ての情報についての国際登録簿における記録及び公表における公表は、英語、フランス語及びスペイン語によるものとする。国際登録の記録及び公表には、国際事務局が受理した国際出願の言語を表示する。

(3) [通信] 国際出願又は国際登録に関する通信は、次の言語によるものとする。

(i) 当該通信が出願人若しくは名義人又は官庁から国際事務局に宛てられる場合には、英語、フランス語又はスペイン語

(ii) 当該通信が国際事務局から官庁に宛てられる場合には、国際出願の言語によるものとする。ただし、当該官庁が国際事務局に対して、当該官庁に宛てられる全ての通信は英語、フランス語又はスペイン語のいずれかによるべきことを通報しているときは、この限りでない。

(iii) 当該通信が国際事務局から出願人又は名義人に宛てられる場合には、国際出願の言語によるものとする。ただし、当該出願人又は名義人が全ての通信の受領について英語、フランス語又はスペイン語のいずれかによることの希望を表明しているときは、この限りでない。

(4) [翻訳] (2)の規定に基づく記録及び公表に必要な翻訳は、国際事務局が作成する。出願人は、国際出願に含まれる記載事項の翻訳案を国際出願に添付することができる。国際事務局がこの翻訳案を正確とみなさなかった場合には、出願人に対して修正案に対する意見を一箇月以内に提出するよう求めた上で、国際事務局が修正する。

CDR第98条(1)及び(3) 特許庁ウェブサイトより(2016.1.3.採取)

http://www.ipu.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf

第98条 手続言語

- (1) 登録共同体意匠の出願は、共同体公用語の1によって行わなければならない。
- (2) 出願人は、商標意匠庁の言語の1であって、商標意匠庁に対する手続に係る可能な言語として使用することを承諾する第2言語を表示しなければならない。
出願が商標意匠庁の言語の1でない言語で行われた場合は、商標意匠庁は、その出願を出願人が表示した言語に翻訳させる手配をしなければならない。
- (3) 登録共同体意匠の出願人が商標意匠庁に対する手続の唯一の当事者であるときは、手続言語は、出願のために使用された言語とする。出願が商標意匠庁の言語でない言語で行われた場合は、商標意匠庁は出願人に対し、出願人が出願において表示した第2言語による通知書を送付することができる。
- (4) 無効手続の場合において、登録共同体意匠の出願のために使用された言語が商標意匠庁の言語の1であるときは、手続言語はその言語としなければならない。出願が商標意匠庁の言語以外の言語で行われていたときは、手続言語は、出願に表示された第2言語としなければならない。
無効宣言を求める申請は、手続言語により提出しなければならない。
手続言語が、登録共同体意匠の出願のために使用された言語でない場合は、共同体意匠の権利所有者は、出願に係る言語による意見書を提出することができる。商標意匠庁は、その意見書を手続言語に翻訳させる手配をしなければならない。
商標意匠庁が負担する翻訳費用は、事件の複雑性によって正当化されるときに商標意匠庁が認める一部変更に従うことを条件として、商標意匠庁が受領する平均規模の陳述書を基にして各種の事件について定める金額を超えることができない旨を施行規則によって規定することができる。前記の金額を超える支出は、第70条により、敗訴当事者に割り当てることができる。
- (5) 無効手続の当事者は、共同体の別の公用語をその手続言語とすることに同意することができる。

CDIR第81条(1) 特許庁ウェブサイトより(2016.1.3.採取)

http://www.ipu.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec2245_02j.pdf

第81条 書面手続

- (1) 規則(EC)No. 6/2002第98条(3)及び(5)を損なうことなしに、かつ、本規則に別段の定めがあるときを除き、商標意匠庁に対する書面手続においては、当事者は、商標意匠庁の言語の何れも使用することができる。
選択した言語が手続の言語でない場合は、その当事者は、手続言語への翻訳文を元の書類の提出日から1月以内に提供しなければならない。
登録共同体意匠の出願人のみが商標意匠庁に対する手続の当事者であり、かつ、登録共同体意匠の出願のために使用された言語が商標意匠庁の言語の1でない場合は、翻訳文は、出願人がその出願において指定した第2言語によって提出することもできる。
- (2) 本規則に別段の定めがあるときを除き、商標意匠庁に対する手続において使用する書類は、共同体公用語の何れによっても提出することができる。
書類の言語が手続言語でない場合は、商標意匠庁は、同庁が指定した期間内に、手続言語による翻訳文、又は手続当事者の選択により、商標意匠庁の何れかの言語による翻訳文を提出するよう要求することができる。

12.2.2.4 職業的代理¹

名義人は、CDRの第77条(2)（上記2.5²項参照）に基づいて、代理人が義務的である場合は、CDR第78条(1)(CDIR第11a条(3))に従ってOHIMに対して職業的代理人を2か月以内に任命することを要請される。

当該期間に名義人が代理人を任命できない場合、OHIMは国際登録の保護を拒絶する（CDIR 第11a条(4)）。

CDR第77条(2) 特許庁ウェブサイトより(2016.1.3.採取)

http://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf

第77条 代理に関する一般原則

(1) (2)に従うことを条件として、何人も商標意匠庁に対し、代理人を介することを強制されないものとする。

(2) (3)第2段落を損なうことなしに、共同体内に住所、主たる営業所又は現実かつ実効的な工業上若しくは商業上の事業所の何れも有していない自然人又は法人は、登録共同体意匠を出願することを除き、本規則によって定められている商標意匠庁に対する全ての手続においては、第78条(1)に従って、商標意匠庁に対する代理人を立てなければならない。施行規則によって、他の例外を認めることができる。

(3) 共同体内に住所又は主たる営業所又は現実かつ実効的な工業上若しくは商業上の事業所を有する自然人又は法人は、その従業者の1を商標意匠庁に対する代理人とすることができ、それに伴い、当該人はそれに係るファイルに挿入するために、施行規則に定められた事項を記載した署名済委任状を提出しなければならない。本項の適用を受ける法人の従業者は、その法人と経済的関係を有する他の法人であって、住所、主たる営業所又は現実かつ実効的な工業上若しくは商業上の事業所の何れも有していないものについても、その代理をすることができる。

CDR第78条(1)

第78条 職業としての代理

(1) 商標意匠庁に対する本規則に基づく手続については、次の者のみが自然人又は法人の代理をすることができる。

(a) 加盟国の1における有資格の弁護士であって、共同体内に営業所を有している者。ただし、該当する加盟国において、工業所有権事件の代理人として行動する資格を有していることを条件とする。又は

(b) 共同体商標規則第89条(1)(b)にいう職業代理人名簿にその名称が登録されている職業代理人、又は

(c) (4)にいう意匠事件に関する職業代理人特別名簿に、その名称が登録されている者

(2) (1)(c)にいう者は、商標意匠庁に対する意匠事件の手続においてのみ、第三者を代理する資格を有するものとする。

(3) 代理人がファイルに挿入するための署名済委任状を商標意匠庁に提出しなければならないか否か、及びどのような条件に基づいて提出しなければならないかは、施行規則によって規定されるものとする。

(4) 次の条件を満たしている自然人は、意匠事件に関する職業代理人特別名簿への登録を受けることができる。

(a) 当該人は、加盟国の1の国民でなければならない。

(b) 当該人は、共同体において営業所を有し又は雇用されていなければならない。

¹注 19, 審査ガイドライン p.75

²注 19, 審査ガイドライン p.12

- (c) 当該人は、加盟国の工業所有権中央官庁又はベネルクス意匠庁に対し、自然人又は法人の代理をする資格を有していなければならない。意匠事件の代理をする資格に、特別な専門職としての資格が要件として付されていない国においては、特別名簿への登録を申請する者は、少なくとも5年間、工業所有権中央官庁に対し、慣行的に意匠事件の手続を行っていた者でなければならない。ただし、意匠事件に関し、加盟国の1の工業所有権中央官庁に対して自然人又は法人の代理をする職業資格をその国によって定められた規則に従って公式に認められている者には、前記の職業実務の条件を課してはならない。
- (5) (4)にいう特別名簿への登録は、関係加盟国の工業所有権中央官庁が交付し、同項に規定した条件が満たされていることを記載した証明書を添付して請求がなされたときに、これを行うものとする。
- (6) 商標意匠庁長官は、次の要件の適用除外を認めることができる。
- (a) 特別な状況における(4)(a)の要件
- (b) 申請者が別の方法で所要の資格を取得している旨の証拠を提出した場合における(4)(c)第2文の要件
- (7) 名簿から代理人を抹消するための条件は、施行規則によって定めるものとする。

12.2.2.5 放棄及び限定¹

名義人が国際登録を放棄する場合又は欧州連合に関して意匠を1又はいくつかに限定する場合、ジュネーブ改正協定第16条(1)(iv)及び(v)にしたがって、記録手続(recording procedure)の手順で、国際事務局に知らせねばならない。名義人はOHIMに関係する陳述を提出することができる(CDIR第11a条6))。

ジュネーブ改正協定第16条(1)(iv)及び(v) 特許庁ウェブサイトより(2016.1.3.採取)

https://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/pdf/h26_isho_text/03.pdf

第十六条

国際登録に関する変更その他の事項の記録

(1) [変更その他の事項の記録] 国際事務局は、国際登録簿に所定の方法により次の事項を記録する。

(i) 指定締約国の一部又は全部及び国際登録の対象である意匠の一部又は全部についての国際登録の所有権の変更。ただし、新権利者が第三条の規定に基づいて国際出願をする資格を有する場合に限る。

(ii) 名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更

(iii) 出願人又は名義人の代理人の選任及び当該代理人に関する他の関連事項

(iv) 国際登録に関し、指定締約国の一部又は全部について行われた名義人による放棄

(v) 国際登録に関し、指定締約国の一部又は全部について、国際登録の対象である一又は二以上の意匠に対して付された名義人による限定

(vi) 国際登録に関し、国際登録の対象である意匠の一部又は全部についての指定締約国の権限のある当局による当該指定締約国の領域における効果の無効

¹ 注 19 審査ガイドライン p.75

12.2.2.7 拒絶¹

名義人が特定された期限内に OHIM が満足する意見を提出しない場合、又は当該出願を取下げない場合、OHIM は国際登録の保護を拒絶する決定を確認する。もしも当該拒絶がマルチ国際登録に含まれた複数の意匠のいくつかに関するものである場合、OHIM はそれらに関する意匠についてのみ拒絶する（CDIR 第 11 条(3)）

国際登録に関する異議（objection）を乗り越えるために意匠の補正を請求することを出願人に許容する規定は、CDR にも CDIR にもない。一方で、出願人は WIPO に直接的に宣言することで欧州連合の指定を放棄することができ、その後、OHIM に通知する。

④ 登録、登録簿、登録証の発行

登録に関する規定は、ガイドラインの12.2.2.6及び12.3に規定されている。

12.2.2.6 保護の許可²

OHIMが保護を拒絶する理由を見出さない場合、又は仮拒絶を取り下げる場合は、OHIMは遅滞なく国際事務局に通知せねばならない。

12.3 国際登録の効果³

WIPO のウェブサイト に国際登録の公表が行われてから 6 か月以内に OHIM から拒絶が通知されない場合、又は仮拒絶通知が取り下げられた場合、ジュネーブ協定の第 10 条(2)(CDR 第 106a 条(2))に規定されるように、国際登録は、国際事務局に許可された登録の日から、OHIM に出願され、登録されたと同じ効果を有する。

国際登録は「直接出願」（CDR 第 106 条 f、意匠無効申請の審査ガイドライン参照）と同じ手続の条件と規則に基づく無効手続きの対象になり得る。欧州連合を指定する国際出願の言語が公的言語となることが必要なので、当該国際登録についての無効宣言の申請はこの言語でなされねばならない。

OHIM は名義人又はその代理人に、無効宣言に関するいかなる請求も直接通知する。名義人は、調和庁に直接に、又は必要なら CDR 第 78 条にしたがう OHIM のリストに掲載された代理人を通して返信せねばならない（上記 2.5⁴項参照）。

¹ 注 19, 審査ガイドライン p.75

² 注 19, 審査ガイドライン p.76

³ 注 19 審査ガイドライン p.76

⁴ 注 19 審査ガイドライン p.12

OHIM が、欧州連合域内で、国際登録の効果が無効であることを宣言する場合、OHIM は、当該無効が確定したらできる限り速やかに国際事務局に通知する（CDR 第 106f 条(2)、CDIR 第 71 条(3)）。

国際登録の更新を管理する手続きの詳細及び、指定締約国のいくつか又はすべてに関する一定の意匠の名称の変更、移転、放棄又は限定の記録は、共同体意匠の登録の更新に関する調和庁への手続きのガイドライン（the Guidelines Concerning Proceedings before the Office on Renewal of Registered Community Designs）の第 11.2.2 から 11.2.4（ジュネーブ協定第 16 条及び 17 条、CDIR 第 22a 条において関与する。

[欧州連合を指定する国際意匠登録の更新]

欧州連合を指定する国際意匠登録の更新については、前記「GUIDELINES FOR EXAMINATION IN THE OFFICE FOR HARMONIZATION IN THE INTERNAL MARKET (TRADE MARKS AND DESIGNS) ON REGISTERED COMMUNITY DESIGNS RENEWAL OF REGISTERED COMMUNITY DESIGNS」の項目 9 に記載がある。

項目 9 欧州連合を指定する国際意匠登録の更新

工業意匠の国際登録に関するハーグ協定（ハーグ協定）のジュネーブ協定の第17条

CDR第12条

欧州連合を指定する国際登録は国際登録の出願日から最初の5年間、5年毎更新され、登録の日から合計25年まで保護される。CDFRのAnnex の第11a条にしたがい、欧州連合を指定する国際登録の個別更新手数料は、1意匠につき、以下となる。

- 更新第1期は、31EUR
- 更新第2期は、31EUR
- 更新第3期は、31EUR
- 更新第4期は、31EUR

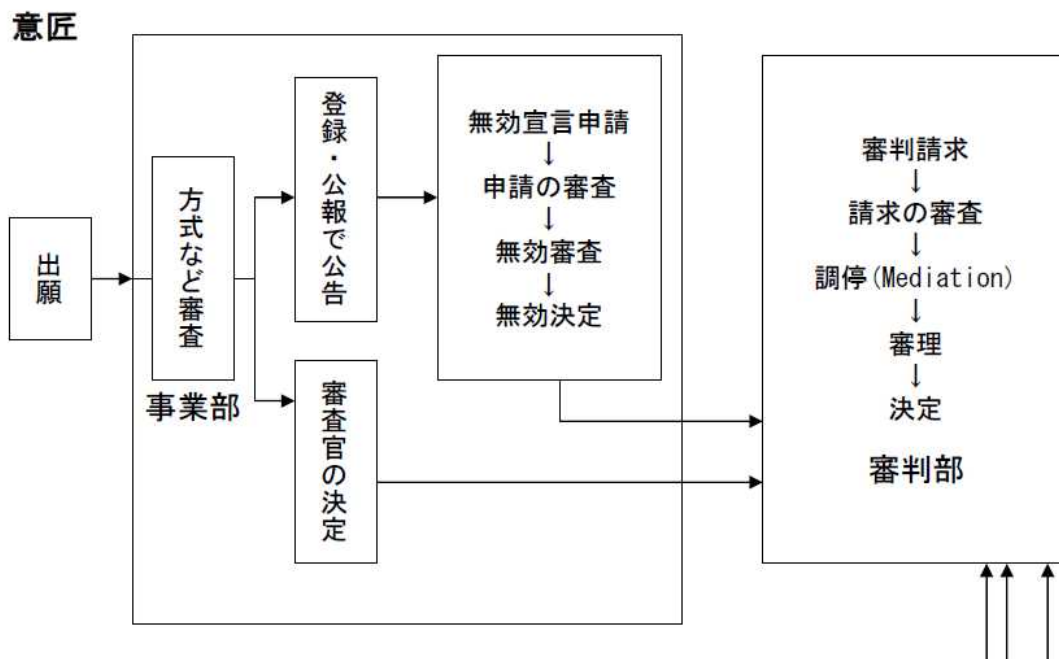
国際登録はジュネーブ協定の第17条にしたがって、WIPOの国際事務局で直接的に更新されねばならない（CDIR 第22a条）。OHIMは国際登録の更新申請又は更新手数料の支払いに関与しない。

国際商標の更新手続きは完全にOHIMが関与する。

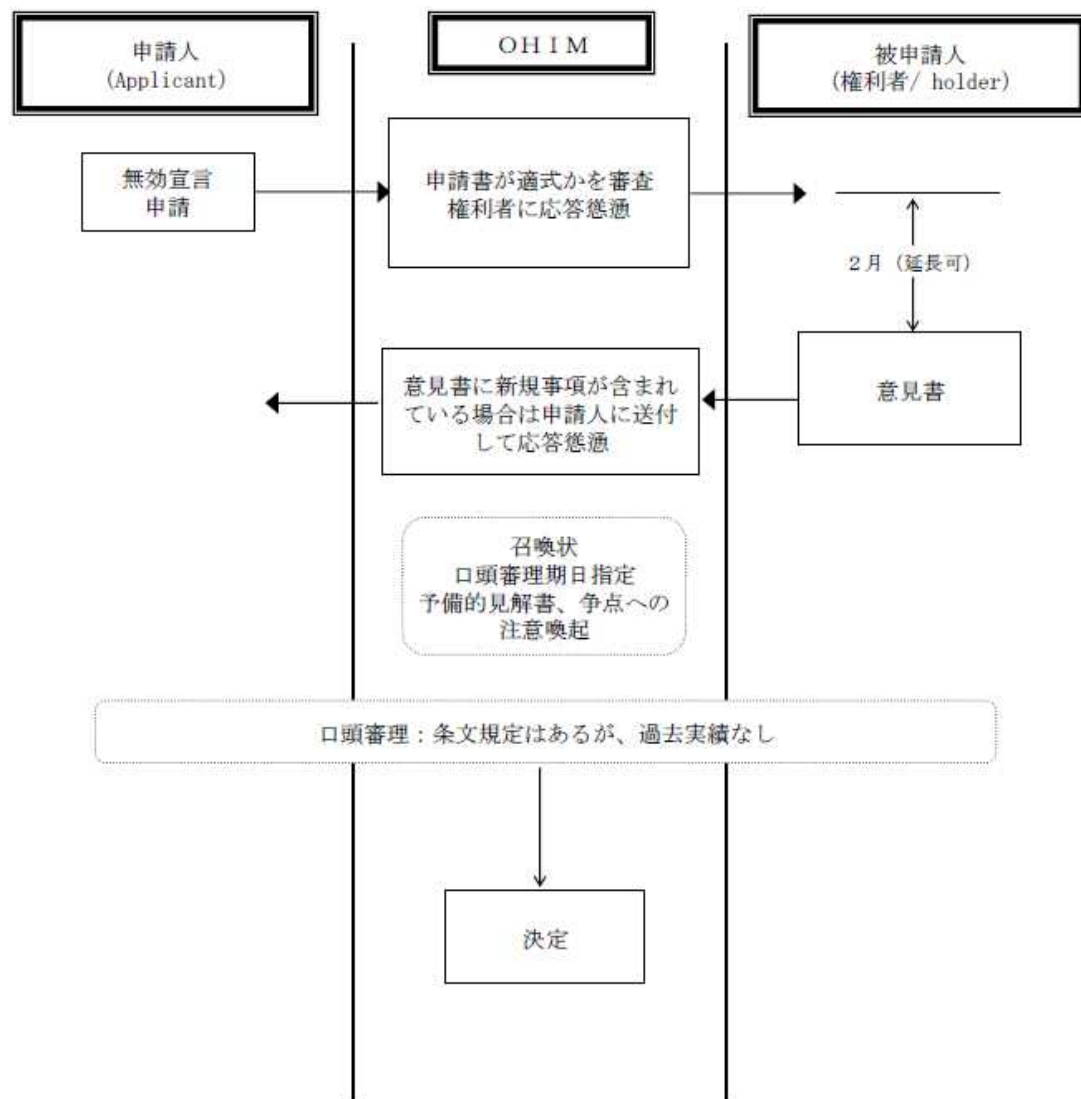
⑤ 異議又は無効審理

CDR には、異義審査はない。

しかしながら、無効審理はあり、OHIM の無効部¹において審理される。下記の図は、2013 年に OHIM の無効審理を調査した報告書（2012 年公表）から転載した。



¹ 注 3. 平成 23 年度 特許庁請負 産業財産権制度各国比較調査研究等事業報告書 p. 155



図OHIM-3 意匠無効宣言の審査フロー

同報告書では、無効手続きの流れ¹について図解しているので、転載する。
 なお、無効手続の詳細は、同報告書に詳しいが、国際意匠登録の無効については、OHIM ニュース²(44) に詳しい。直接 OHIM に出願した意匠に関する無効手続と差異はないが、多少の留意点として、以下が挙げられる。

- 1) 国際登録に対する無効請求、登録共同体意匠に対して適用される理由、即ち CDR 第 25 条(1)の理由のみに基づいて行うことができる。
- 2) 無効部が無効請求を容認可能と認定する場合、無効部はその旨を係争対

¹注 3. 平成 23 年度 特許庁請負 産業財産権制度各国比較調査研究等事業報告書 p. 161

² AIPPI/Japan OHIM ニュース Vol.56 No. 11, Nov. p52-53

- 象の国際登録の名義人へ伝える。CDR 第 77 条に従い名義人が代理人を立てる必要がある場合は、無効部が名義人に代理人を任命するよう求める
- 3) 無効審理は、直接 OHIM へ出願した場合と変わらないが、手続きの終結時における決定には差異がある。無効請求に十分な根拠がある場合、無効を宣言されるのは、国際登録自体ではなく、欧州連合における当該国際登録の効力に関してのみである。

[無効事件の調査結果]

欧州連合を指定した国際登録が OHIM に無効請求された事例の調査を英国弁理士の David C. Musker に依頼した結果、下記のような結果が報告された。

決定済	無効請求人	決定日及び結果	理由	言語
DM/072187	SISSEL GmbH	20140818 無効	Art.25(1)(b)	E
DM/072198	SISSEL GmbH	20140818 無効	Art.25(1)(b)	E
DM/077126-2	Marjan Arh S.P.	20140616 無効	Art.25(1)(b)	E
DM/074045	Peter Reisentel	20140411 請求棄却	Art.25(1)(b)	E
DM/077126-1	Marjan Arh S.P.	20140212 無効	Art.25(1)(d)(f)	E
DM/075097-2	RZB Rudolf Zimmermann, Bamberg GmbH	20121024 無効	Art. 25(1)(b)	D
DM/076405-10	RZB Rudolf Zimmermann, Bamberg GmbH	20121024 無効	Art. 25(1)(b)	D
DM/076405-8	RZB Rudolf Zimmermann, Bamberg GmbH	20121024 無効	Art. 25(1)(b)	D
DM/076405-6	RZB Rudolf Zimmermann, Bamberg GmbH	20121017 無効	Art. 25(1)(b)	D
係属中				
DM/79670	CleverBag s.r.o.	20140522		
DM/071919	Roccoel c/o PMDL GmbH	20140122		
DM/070306	JULIUS SAMANN Ltd.	20130124		

上記対象案件を検索するに当たって、Musker 弁理士は、最初に、OHIM の eSearch Case Law を使用し、全無効案件及び不服申立事件を調査しこれらを登録番号順に並べて精査したが、“DM/” 又は“IR/”から始まる番号は無かった。次いで、WIPO の国際意匠公報について、OHIM が加盟した 2008 年 1 月 1 日から 2011 年 12 月 31 日までの毎月の公報を検索したが、OHIM 及びいかなる国からの無効通告も見いだされなかった。さらに、2009 年から現在に至る期間は、週刊で後

方が出されているので 2015-2016 年について検索をしたが、OHIM での無効は見いだせなかった。

Musker 弁理士は、OHIM で見いだせなかったことから、Google を使用して 1 件を見出し、英語の対応がない、フランス語のリンク（下記ウェブサイト参照）において他の案件を見つけることができ、見いだされた 9 件の決定と 3 件の係属中案件を前記リストに掲載した。

<https://oami.europa.eu/ohimportal/fr/invalidity-community-designs>

(6) 上訴

国際登録の名義人は、OHIM に直接的に意匠（複数の）を出願したとき得たであろう同じ救済を得る。この確保手順は、官庁レベルのみで生じる。保護の拒絶に対する決定への不服申立は、名義人により、審判部（the Boards of Appeal）に期限内にそして CDR 第 55 条から第 60 条及び CDIR 第 34 条から第 37 条(CDIR 第 11a 条))に設けられた条件に従い提出されねばならない。国際事務局はこの手続きに関係することはない¹。

CDR 第55条 特許庁ウェブサイトより(2016.1.3.採取 以下同じ)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf

第55条 審判請求の対象とすることができる決定

(1) 審査官、商標意匠管理法務部及び無効部による決定に対しては、審判請求をすることができる。審判請求は、停止効力を有するものとする。

(2) 当事者の 1 に関して手続を終結させない決定に対しては、その決定が別途の審判請求を許容していない限り、終局決定と共にのみ、審判請求をすることができる。

CDR 第 56 条

第56条 審判請求をする権利を有する者及び審判請求手続の当事者となることができる者
決定によって不利益を受ける手続当事者は、審判請求をすることができる。手続に係る他の全ての当事者は、当然の権利として、審判請求手続の当事者であるものとする。

CDR 第 57 条

第57条 審判請求の期限及び方式

審判請求の通知は、審判請求の対象とする決定に関する通知日から 2 月以内に、商標意匠庁に書面により提出しなければならない。通知書は、審判請求手数料が納付された場合にのみ、提出されたものとみなす。決定に関する通知日から 4 月以内に、審判請求理由を記載した陳述書を提出しなければならない。

¹ 注 19, 審査ガイドライン p.76, 項目 12.2.2.7. 第 3 段落

CDR 第 58 条

第58条 中間修正

- (1) 異議を申し立てられた決定を行った部門が、審判請求は受理することができるものであり、十分な理由があると判断したときは、当該部門はその決定を修正しなければならない。この規定は、手続に係る他の当事者が審判請求人に対立している場合は、適用しない。
- (2) 理由陳述書を受理してから 1 月以内に決定を修正しなかった場合は、その審判請求を遅滞なく、かつ、その理非に関する意見を加えることなく、審判部に送付しなければならない。

CDR 第 59 条

第59条 審判請求の審査

- (1) 審判請求が受理することができるものであるときは、審判部は、その審判請求を認めるべきか否かを審査しなければならない。
- (2) 審判請求の審査においては、審判部は、当事者に対し必要の都度、他方当事者からの又は自らが発した通信に関して、審判部が定める期間内に意見書を提出するよう求めるものとする。

CDR 第 60 条

第60条 審判請求についての決定

- (1) 審判部は、審判請求の理非に関して審査をした後、審判請求について決定をしなければならない。審判部は、審判請求をされた決定に対して責任を有する部門の管轄範囲にある権限を行使するか、又は当該部門に、その事件の更なる処理のために差し戻すかの何れかを行うことができる。
- (2) 審判部が審判請求をされた決定を行った部門に更なる処理のために当該事件を差し戻した場合は、当該部門は、事実が同一である限り、審判部の決定理由に拘束されるものとする。
- (3) 審判部の決定は、第 61 条 (5) にいう期間が満了した日、又はその期間内に司法裁判所に訴訟が提起された場合は、当該訴訟が棄却された日からのみ、効力を生じるものとする。

CDIR第34条 特許庁ウェブサイトより(2016.1.3.採取 以下同じ)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec2245_02j.pdf

第34条 審判請求書の内容

- (1) 審判請求書には、次の事項を含めなければならない。
- (a) 第1条 (1) (b) に従う審判請求人の名称及び宛先
- (b) 審判請求人が代理人を選任している場合は、第1条 (1) (e) に従う代理人の名称及び営業上の宛先
- (c) 審判請求の対象とする決定を確認する陳述、及び当該決定に関して請求する修正又は取消の範囲
- (2) 審判請求書は、審判請求の対象とする決定に使用された手続言語によって提出しなければならない。

CDIR 第 35 条

第35条 審判請求の受理不能による却下

- (1) 審判請求が規則 (EC) No. 6/2002第55条、第56条及び第57条並びに本規則第34条 (1) (c) 及び (2) に従っていない場合は、審判部は、その審判請求を受理不能なものとして却下しなければならない。ただし、個々の不備が、規則 (EC) No. 6/2002第57条に規定した該当期間が満了する前に是正された場合は、この限りでない。
- (2) 審判部は、審判請求が規則 (EC) No. 6/2002の他の規定又は本規則の他の規定、特に第34条 (1) (a) 及び (b) に適合していないと認定したときは、審判請求人にその旨を通知し、指摘した不備を同庁が指定する期間内に是正するよう同人に要求しなければならない。不備が指定期間内に是正されなかった場合は、審判部は、その審判請求を受理不能なものとして却下しなければならない。
- (3) 審判請求手数料が、規則 (EC) No. 6/2002第57条による、審判請求をするための期間の満了後に納付された場合は、審判請求はされなかったものとみなし、審判請求手数料は、審判請求人に返還するものとする。

CDIR 第 36 条

第36条 審判請求の審査

- (1) 別段の定めがあるときを除き、審判請求手続に対しては、審判請求が提起された決定を下した部門における手続に関する規定を準用する。
- (2) 審判部の決定には、次の事項を含めなければならない。
- (a) 決定が同部によって行われたことの陳述
 - (b) 決定が行われた日付
 - (c) 審判長及び参加した他の審判部構成員の名称
 - (d) 登録部署の権限ある職員の名称
 - (e) 当事者及び代理人の名称
 - (f) 決定すべき争点についての陳述
 - (g) 事実の概要
 - (h) 決定の理由
 - (i) 審判部の命令。必要なときは、費用に関する決定を含む。
- (3) 決定書には、審判長及び審判部の他の構成員及び審判部の登録部署の職員が署名しなければならない。

CDIR 第 37 条

第37条 審判請求手数料の返還

中間修正が行われた場合、又は審判部が審判請求は許容されるとみなした場合において、重大な手続違反のために返還することが衡平であるときは、審判請求手数料の返還が命じられるものとする。中間修正が行われた場合は、返還は、その決定に異議申立をされた部門が命じるものとし、それ以外の場合は、審判部が命じるものとする。

国際登録の拒絶の決定又は受容の決定が最終となると、当該意匠（複数含む）が最終的に拒絶されたのか又は受容されたのかに関する最終通知が国際事務局に送られる。

最終拒絶が、マルチ出願に含まれるいくつかの意匠に関してのみの場合、国際事務局への通知はどの意匠が拒絶され、どの意匠が受容されたかを示す。

① 権利行使

欧州連合を指定する国際登録は、国際登録の日から、欧州連合において、登録共同体意匠と同一の効果¹を生じる。

CDIR 第 106d 条

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf

第106d条 欧州共同体を指定する国際登録の効果

(1) 共同体を指定する国際登録は、ジュネーヴアクト第10条(2)にいうその登録日から、登録共同体意匠の出願と同一の効果を有する。

(2) 拒絶の通知がされず、又は拒絶が取下げられた場合は、意匠の共同体を指定する国際登録は、(1)にいう日から、登録共同体意匠としての意匠登録と同一の効果を有する。

(3) 商標意匠庁は、施行規則に定める条件に従って、(2)にいう国際登録に関する情報を提供する。

共同体意匠の権利については、CDR 第 4 節第 19 条から 23²条に詳しい。

権利行使については、CDR 第 IX 章³第 1 及び第 2 節の第 70 条から第 94 条及びその後の章に詳しい。また、これらを簡潔に解説した文献⁴がある。

権利者は、管轄権に関する規定（CDR 第 79 条から 83 条）を前提として、欧州連合の各加盟国の共同体意匠裁判所を含む裁判所に仮処分の申請をすることができる（CDR 第 90 条）。

第一審は一般裁判所（General Court）であり、第二審は欧州連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union）である。なお、CDR 第 92 条(3)によれば、第二審からの上訴⁵は加盟国の国内法に委ねている。

② 各国特許庁ウェブサイト等からの入手可能な情報

前項[OHIM で公開されているガイドライン]掲載資料及び本文注記を参照されたい。

¹ 注 8, FAQ on the Hague Agreement 12.13

² http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf

³ 注 49 同上

⁴ 注 3 Manual on the European Community Design by Maier/Schlötterburg ©Carl Heymanns Verlag KG/ Colongne/ Berlin/Bonn/ Munich 2003, 本書の和訳版：欧州共同体意匠マニユアル著者 Paul Maier Dr. Martin Schlötterburg of OHIM Alicante, 監修水野みな子 2003 年 4 月 AIPPI/JAPAN, p.53-56

⁵ CDR 第 92 条(3) 第 2 審共同体意匠裁判所の判決に関しては、更なる上訴に関する国内規則を適用するものとする。注 48 同上

（７）その他、他の指定国で要請される事項についての OHIM の対応（現在の事実関係）

① 優先権主張及び証明書

WIPO の出願で欧州連合を指定した国際登録に対しては、OHIM は証明書の提出を未だ求めている。一方、通常の RCD 出願については、2015 年 8 月 1 日改訂のガイドライン 2.7.2.1 では、優先権主張をしているにもかかわらず、優先権証明書が提出されていない場合、出願日から 3 ヶ月以内であれば、出願人は当該優先権証明書を提出することができる旨と、証明書が提出されるまでの間、審査を保留することを審査官が出願人に知らせる旨が規定されている。第一国の出願の写し又は優先権主張を取り下げる旨の宣言が早期になされなければ、審査官は、出願日から 3 ヶ月後に審査を開始する。

同ガイドラインの 2.7.2.2 では、出願人が詳細はなく、優先権主張をする意図のみを出願時に示した場合、出願日から 1 ヶ月以内であれば、優先権主張及びこれに関するデータ、第一国などの情報を提出することができる。証明書が提出されるまでの間、審査を保留することを審査官は出願人に知らせ、優先権主張又は優先権主張を取り下げる旨の宣言が早期になされなければ、審査官は、出願日から 1 ヶ月後に審査を開始する。

このガイドラインの発表の後、多くの欧州代理人が、日本の利用者に OHIM への優先権主張出願する場合は、優先権証明書の速やかな提出に留意するよう注意喚起するサーキュラーなどが届けられた。

例えば、英国の JENKINS は、2015 年 10 月 9 日付のサーキュラーにおいて、「今や OHIM は優先権主張をより緊密に審査する。特に、優先権主張第一国の出願人が欧州出願人と同一かどうかを審査する。」「日本、中国又は韓国の出願から優先権主張する出願は、翻訳が必要になる。」「法律の改正はなくとも、翻訳を要求する権限があるので、実務上、過去にはこのような要求は殆ど知られていなかったが、今やどの案件についても、要求されることになった。」「下記のような書誌的事項については、審査官のチェックのために翻訳が必要となる。」

- 1) 権利の性格（意匠又は実用新案）
- 2) 出願国
- 3) ファイル又は出願番号
- 4) 出願日
- 5) 出願人名称、及び
- 6) 先行出願に関するいかなる情報（例：もしも出願それ自体が“最初”の出願ではないかなど

② 単一性要件

WIPO で方式審査を受け、国際公表されて後、6 か月以内になされる審査は、(i)当該出願が意匠に係るかどうか、(ii)公序良俗に反しないかである。OHIM では、1 意匠のみしか含まない出願と、同一口カルノクラス内であることを条件に複数の意匠を含むことができるマルチ出願が可能である。

しかしながら、単一性要件¹は、前記の 2 点に含まれないので、基本的には審査されない。

③ 新規性喪失、グレースピリオド

CDR 第 7 条において、欧州連合の意匠は、出願日又は優先権主張している場合には優先日より前の 12 か月間における開示であって、意匠創作者又はその承継人が提供した情報又は行為の結果、例えば盗用も含む、によって開示された場合は、この事実によって登録を失うことはないとの趣旨の規定がある（下記 CDR 第 7 条）。

しかしながら、OHIM に出願する際に当該事実を表明する必要はない。したがって、国際出願においても、当該事実を表明する必要はない。

欧州連合には無登録意匠（UCD: Unregistered community design）という欧州共同体域内の関係産業分野で知られてから 3 年間について意匠の保護が提供されている（CDR 第 11 条）。欧州市場での自己の意匠に係る製品の試験販売などができることが当該グレースピリオドの利点であると解説²される。

¹ 注 2 平成 24 年度産業財産権制度各国比較事調査研究等事業報告書各国における意匠の表現に関する調査研究報告書 平成 25 年 2 月一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 p. 58

² 注 3. P.9, p.10

CDIR 第7条 特許庁ウェブサイトより(2016.1.9.採取 以下同じ)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf

第7条 開示

(1) 第5条及び第6条の適用上、意匠が、第5条(1)(a)及び第6条(1)(a)、又は第5条(1)(b)及び第6条(1)(b)に定めた日の内の何れか該当する日より前に、登録の後若しくはその他の形で公表され、又は展示され、業として使用され、若しくはそれ以外の方法で開示されていた場合は、これらの事柄が、共同体内で営業する当該分野の専門業界にとって、通常の事業過程では合理的に知ることができないものであったときを除き、その意匠は公衆の利用に供されていたものとみなす。ただし、意匠が第三者に対し、明示的又は黙示的な秘密保持の条件の下で開示されていたという理由のみでは、その意匠は公衆の利用に供されていたとはみなさない。

(2) 登録共同体意匠による保護を求める意匠が、次の条件の下で公衆の利用に供されていた場合は、その開示は第5条及び第6条の適用上、考慮に入れない。

(a) 意匠創作者、その権原承継人によって、又は意匠創作者若しくはその権原承継人が提供した情報若しくは行った行為の結果として、第三者によって行われていること、及び

(b) 出願日又は優先権が主張されている場合は優先日に先行する12月の期間中に行われていること

(3) (2)は、意匠が意匠創作者又はその権原承継人に対する濫用の結果として公衆の利用に供されていたときも適用する。

(8) 特許庁ウェブサイト等から入手可能な情報

① 意匠検索システム <https://oami.europa.eu/ohimportal/en/esearch>

一般に、OHIM の RCD を検索する場合は、OHIM のホームページから、目的別に下記3つのタイトルをそれぞれクリックすることで、公開情報にアクセスする。

意匠検索システムについては、上記のウェブサイトに詳しい解説がある。

eSearch plus

DesignView

Search case law



1) eSearch plus <https://oami.europa.eu/eSearch/>

下記の画面が表示されるので、Advance をクリックし、次に Designs をクリックすると必要項入力欄のあるページに行き着くので、そこで、検索する。

The image displays two screenshots of the eSearch plus interface. The top screenshot shows the 'Designs' tab selected in the top navigation bar, with a red arrow pointing to it. The bottom screenshot shows the 'Designs' search criteria page, with a red arrow pointing to the 'Designs' tab in the left sidebar.

Top Screenshot: eSearch plus Home Page

- Navigation: Home, Trade marks, Designs, Law & practice, Learning
- Search: Search, Advanced search
- Results: Trade marks (1449032), Designs (923392), Owners (646010), Representatives (59368)
- Search results: 1449032 search results in 28981 pages in 0.97 seconds
- Actions: Select all, ProbiX
- Language: English, AA
- Sign up, Login

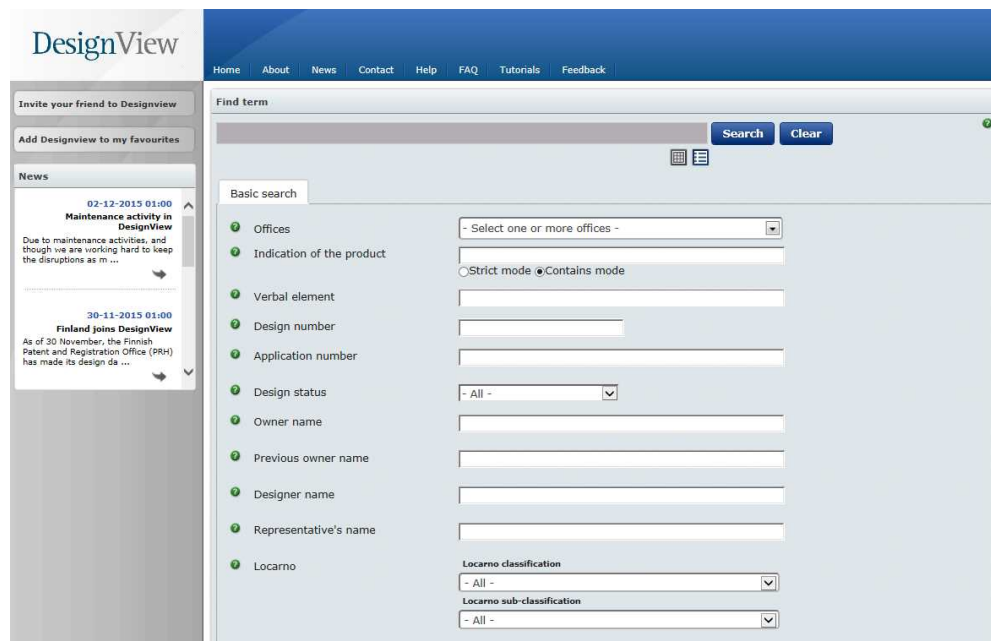
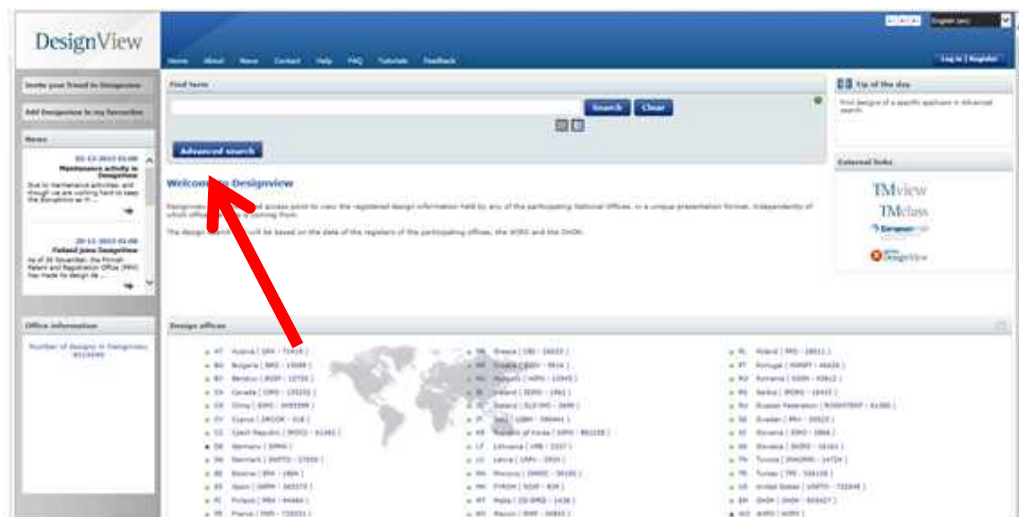
Bottom Screenshot: eSearch plus Search Criteria Page

- Navigation: Home, Trade marks, Designs, Law & practice, Learning
- Search: Search, Advanced search
- Trade mark information: Trade mark number, Design number, Verbal element, Designer number, Designer name, Design status, Reference, Recordal number
- Classification: Locarno Classification, Vienna Classification, Publication section, Indication of the product
- Owners and Representatives: Owner ID number, Owner name, Owner country, Representative ID number, Representative name
- Dates: Filing date, Publication date, Expiry date, Registration date
- Priority: Priority date, Priority country
- Search criteria: Sort results by (Trade mark number, Ascending), Trade mark number (contains), Design number (contains), Verbal element (contains), Design status (All), Designer name (contains), Indication of the product (contains), Owner name (contains), Designer number (contains)
- Buttons: Clear criteria, Reset to default, Search

2) Design View¹ <https://www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome>

前項 eSearch plus と同じくホームページの Search に並列する Design View をクリックすると下記の画面が表示される。そこで、Advanced search をクリックすると必要情報をいれる画面に行き着く。

Designview は OHIM が管理する集中管理型アクセスポイントとして運用されるデータベースであり、ここでは、WIPO を含む OHIM 以外の官庁のデータも検索可能である。



¹ 一般社団法人 日本国際知的財産権保護協会発行 「AIPPI 月報」第 57 巻 12 月号 p.81
「OHIM ニュース 56」

同第 60 巻 6 月号 p. 58-63「Design-View 世界規模での意匠検索」by Araceli Blanco Jimenez

3) Search case law <https://oami.europa.eu/eSearchCLW/>

OHIM のホームページの Law and practice から Search case law をクリックすると下記の画面が表示される。そこで、Advanced search をクリックして表示された画面の Design decisions を選択し、検索画面を開く。ここでは、RCD の無効情報、上訴審の情報を検索、入手できる。

